

平成27年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 貸付金にかかる債権管理について
- 3 監査対象 財政経営部収納推進課
- 4 監査実施期間 平成27年12月22日から平成28年2月3日まで
- 5 監査結果報告 平成28年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【収納推進課】

<p>(5) 全庁的な取組みについて                  ア 法律に基づく処理を進める必要があるものについては、まず所管課において早期に対応するという共通認識を持ちながら、債権管理推進本部で方向性を決めるなど全庁一丸となった取組みを進めること。また、取組みにあたっては、各課が公平に対応していることを市民に理解いただけるようにすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月 1日                  早期対応の重要性を共有し、実務に関しては、督促や文書・電話による催告等を滞納整理事務のフローに則って全庁的に行うよう、実務レベルでの担当者会議である「債権管理検討・推進部会」で徹底、周知するとともに、各債権の取り組み実績についても毎年度報告を受け、進捗管理を行っている。                  また、各課の対応については、それぞれの取り組み実績を客観的に評価し、それを元に取り組みの強化を図るなど、公平な対応ができるように努めている。</p>
<p>イ 市全体の債権管理をより円滑に進めていくために、債権管理推進本部や債権管理検討・推進部会の会議については、例えば四半期ごとなど、時期を決めて定期的を開催するよう努めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月 1日                  債権管理推進本部ならびに債権管理検討・推進部会の会議は、年度における取り組み方針、決算の振りかえり、新年度の取り組みなどについて、下記の通り時期を決めて定期的を開催している。                  [推進本部会議] 4月、8月、10月                  [検討・推進部会会議] 5月、7月、9月、3月</p>
<p>(8) 多重債務者対策について                  多重債務者に関して、市として保有している債権を「見える化」して、それについての支払計画を市として提案していけるよう検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月 1日                  各債権における滞納整理システムの有無、また財産調査権を有しない債権もあるため、全庁的な情報の共有化は困難であるが、各課において納付交渉時に他債権の状況について聴き取りの上、個人情報閲覧・提供にかかる同意を取得し、合同で滞納相談を行うとともに、生活実態に応じた支払計画の提案を行うよう指導している。</p>